

美咲町「赤ちゃんの駅」事業実施ガイドライン

本ガイドラインは、美咲町における「赤ちゃんの駅」事業実施にあたり、標準的な運用方法を定めたものである。

1 目的

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録するとともに、その所在を広く周知することにより、安心して外出を楽しめる環境づくりを推進していくことを目的とする。

2 利用者

原則として、授乳又はおむつ交換の必要がある乳幼児（概ね3歳児まで）連れの保護者とする。

3 登録対象施設

町内の公共施設、地域子育て支援拠点施設又は小売業等の業務を行う者の事業の用に供される施設その他の民間施設とする。

4 登録基準

赤ちゃんの駅として登録できる施設は、次に掲げるいずれかを提供できる施設とする。

(1) 授乳の場の提供

カーテンやパーテーション等で仕切り、利用者のプライバシーを確保できること。

(2) おむつ交換の場の提供

ベビーベッド等、おむつ交換ができる設備があること。

(3) その他（上記(1)、(2)に加え、ミルク用お湯の提供が可能な場合）

厚生労働省のガイドラインに沿った安全な調乳用のお湯（70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないもの）が提供できること。

5 登録方法

赤ちゃんの駅として登録を希望する施設管理者は、赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）を町長に提出する。

町長は、赤ちゃんの駅登録申請書の提出があったときは審査を行い、登録基準を満たすと認めるときは赤ちゃんの駅として登録し、登録された施設の施設管理者（以下、登録施設管理者という。）にステッカーを交付する。

6 登録内容変更及び解除

赤ちゃんの駅として登録した内容を変更、又は登録を解除しようとする登録施設管理者は、赤ちゃんの駅登録内容変更・解除届（様式第2号）を町長に提出する。

また、町長は、赤ちゃんの駅として登録基準を満たさないことが明らかになったとき、又は赤ちゃんの駅として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

7 利用の制限等

登録施設管理者は、次のいずれかに該当する場合は、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1)安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき
- (2)利用者が登録施設管理者の指示に従わなかったとき
- (3)臨時的に施設を休業するとき
- (4)その他、施設管理上の支障があるとき

8 表示

登録施設管理者は、施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けたステッカーを表示して管理する。また、必要に応じてステッカーの近くに利用可能なサービスの提供内容（授乳のみ可能、おむつ交換のみ可能等）を表示する。

9 広報

町ホームページや刊行物への掲載等により、町民に広く周知する。

10 実施状況報告

町長は、登録施設管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

11 委任

このガイドラインに定めるもののほか、赤ちゃんの駅事業実施にあたり必要な事項は町長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。